

# 4月1日から保育料を改正

市では、国の保育所徴収金基準額の改定に伴い、4月1日からの保育料を下記のとおり改正します。

## ■改正内容

保育所徴収金基準額表の新階層「D8階層」の設定(D7階層の上限所得税額を変更し、新たにD8階層を設定します。なお、A～D6階層の料金は変更ありません。)

## 平成22年度 甲賀市保育所徴収金基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額) 単位:円		
定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
<b>A</b>	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
<b>B2</b>	A及びD1～D8階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	5,000	3,000	3,000
<b>C12</b>	均等割額のみ(所得割の額のない世帯)	8,900	6,800	6,800
<b>C22</b>	所得割額のある世帯	15,000	12,600	12,600
<b>D1</b>	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	18,000	15,600
<b>D2</b>		5,000円以上 10,000円未満	20,800	18,400
<b>D3</b>		10,000円以上 40,000円未満	24,000	21,600
<b>D4</b>		40,000円以上 103,000円未満	36,000	30,000
<b>D5</b>		103,000円以上 234,000円未満	49,800	30,200
<b>D6</b>		234,000円以上 413,000円未満	50,800	30,700
<b>D7</b>		413,000円以上 734,000円未満	53,800	32,200
<b>D8</b>	734,000円以上	69,900	42,200	38,300

今回改正した部分

問い合わせ **こども未来課 管理係** ☎ 86-8179 ☎ 86-8380

## 市内4施設に自動体外式除細動器(AED)を設置

安心してスポーツ活動をしていただけるよう体育施設にAEDを設置しました。

### ■設置施設

水口体育館・岩上体育館・甲南B&G 海洋センター・信楽体育館

※土山体育館と甲賀中央公園体育館には以前から設置しています。また、市民が市内で開催するスポーツ事業等を安全に運営いただくため、貸出用のAED1台を文化スポーツ振興課に準備しました。AEDのない施設などで事業を実施される場合にご利用ください。(所定の申請が必要です。)

### 問い合わせ

文化スポーツ振興課 スポーツ振興係  
☎86-8023 ☎86-8380

平成20年度から40歳～74歳の方を対象とした「特定健診制度」が始まりました。  
これは「メタボリックシンドローム」に着目した健診です。1年に1回健診を受けて、体の変化や異常に気づきましょ。健診は、加入しておられる医療保険で実施されます。甲賀市国民健康保険にご加入の方は、次のとおり受診券を発送しますので、届きましたら健診を受けていただくようお願いいたします。  
なお、健診の日程等詳しくは、受診券に同封する通知文書もしくは、平成22年度健診(検診)カレンダーでご確認ください。

### 甲賀市国民健康保険に加入の方の受診券送付時期

年齢	生まれ月	送付時期	健診形態
40歳以上 64歳以下	すべて	5月中旬	集団健診/健診日程の案内を送付します。
65歳以上	10月・11月・12月	6月下旬	医療機関での個別健診/受診できる医療機関は、個人通知の際にお知らせします。
	1月・2月・3月	7月下旬	
	4月・5月・6月	8月下旬	
	7月・8月・9月	9月下旬	

- ※1 年齢は平成23年3月31日現在です。
- ※2 平成22年度中に75歳に到達される方のうち、昭和10年10月1日から昭和11年3月31日生まれの方は「特定健診」の受診券を上記日程で送付します。
- ※3 2以外の75歳以上で甲賀市在住の後期高齢者医療保険にご加入の方についても、「健康診査」の受診券が上記日程で送付されます。

問い合わせ **保険年金課 国保年金係** ☎65-0688 ☎63-4618

「特定健診」を年1回受けましょ